

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更は原則禁止ですが、次の場合は変更することができます。

1 次の表に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類に応じ、同一の区域内において保管の場所を変更する場合

高濃度PCB廃棄物の種類	区 域
① 廃PCB等及び廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
② ①に掲げるもの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
備考	
<ul style="list-style-type: none">・ 廃PCB等とは、高濃度PCB廃棄物のうち、PCB原液又は高濃度PCBを含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。・ 廃変圧器等とは、高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。	

2 届け出た保管の場所において确实かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合